

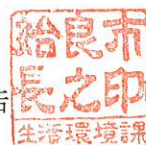
様式第6号（第7条関係）

始 生 環 4 4 5 号
令和6年8月26日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

有限会社 コウエイ環境
代表取締役 濱田 俊太 様

始良市長 湯元 敏浩



令和6年8月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、始良市一般廃棄物及び清掃に関する条例第12条の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	始良市一般廃棄物処理業許可第 36 号
事務所及び事業所の所在地	事務所 〒899-5652 始良市平松 3323 番地 2 事業場 〒899-5652 始良市平松 3255 番地 1 外 2 筆
氏 名 (名称及び代表者)	有限会社 コウエイ環境 代表取締役 濱田 俊太
廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（事業系）
業 務 の 種 類	処 分
区 域	始良市
許 可 期 限	令和6年9月1日から令和8年8月31日まで
条件	1 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」その他関係法令を遵守すること。 3 その他市長が指示した事項を遵守すること。